

○熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例〔都市デザイン課〕

平成7年12月25日

条例第74号

(趣旨)

第1条 この条例は、熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）第6条、第10条第5項、第13条第3項、第15条第1項及び第16条第2項の規定による許可申請手数料、同条例第34条第1項に規定する登録の手数料及び同条例第3項に規定する更新の登録の手数料並びに同条例第42条第1項に規定する講習会の手数料（以下これらを「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平15条例33・平17条例25・一部改正）

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(納付の時期)

第3条 手数料は、申請書又は申込書を提出する際、納付しなければならない。

（平15条例33・一部改正）

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、返還しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第33号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに次項、附則第3項及び第6項の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第25号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第63号）

1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。

別表

（平15条例33・平17条例25・一部改正）

種別	手数料の額
はり紙	1枚につき 5円
広告幕	1枚につき 600円
立看板等	1枚につき 150円
広告旗	1本につき 150円
はり札等	1枚につき 150円
電柱等利用広告	巻付広告、塗り広告又は突出広告 1個につき 300円
街路灯広告	1個につき 300円
標識等利用広告	1個につき 300円
ベンチ利用広告	1個につき 300円
建植広告（広告塔、	0.5平方メートル未満のもの 1個につき 150円
広告板、サインポ	0.5平方メートル以上1平方メートル未満のもの 1個につき
ール等）、屋上広	300円
告、壁面広告、屋	1平方メートル以上2平方メートル未満のもの 1個につき 600
根面広告、アーチ	円
広告、塀広告、垣	2平方メートル以上5平方メートル未満のもの 1個につき 900
広告又は突出広告	円
	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1個につき
	1,500円
	10平方メートル以上20平方メートル未満のもの 1個につき
	3,000円
	20平方メートル以上30平方メートル以下のもの 1個につき
	6,000円
	30平方メートルを超えるもの 1個につき 6,000円に30平方メ
	ートルを超える面積1平方メートルまでごとに300円を加算し

	た額
照明広告（ネオンサイン及びイルミネーションを含む。）	<p>0.5平方メートル未満のもの 1個につき 300円</p> <p>0.5平方メートル以上1平方メートル未満のもの 1個につき 600円</p> <p>1平方メートル以上2平方メートル未満のもの 1個につき 1,200円</p> <p>2平方メートル以上5平方メートル未満のもの 1個につき 1,800円</p> <p>5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1個につき 3,000円</p> <p>10平方メートル以上20平方メートル未満のもの 1個につき 6,000円</p> <p>20平方メートル以上30平方メートル以下のもの 1個につき 12,000円</p> <p>30平方メートルを超えるもの 1個につき 12,000円に30平方メートルを超える面積1平方メートルまでごとに600円を加算した額</p>
気球広告	1個につき 1,500円
登録手数料	10,000円
登録更新手数料	10,000円
講習会手数料	2,000円